第４章　基本計画

基本目標Ⅰ　住民主体の地域福祉活動を進めるために【意識・人づくり】

（1）福祉意識・人権尊重の啓発

◆ 主要施策（中央市が取組むこと）◆

① 福祉に対する関心の向上

- ◆ 普段から自然と助け合うことができるよう、あらゆる機会で福祉意識の向上を図ります。**【新規】**
- ◆ 地域行事に参加することが、住民同士の相互理解のきっかけとなることを、啓発するとともに、障がいの有無や年齢などに関わらず、全ての住民が参加できる行事などの開催を働きかけます。**【継続】**
- ◆ 世代を超えた交流（世代間交流）や障がいのある方との交流などの交流機会を設けることで、福祉意識の向上を図ります。**【新規】**

② 人権尊重の普及啓発

- ◆ すべての市民の自立や社会参加を妨げることのないよう、人権についての教育・啓発を推進します。**【継続】**
- ◆ 人権意識の高揚をめざし、あらゆる人権問題に正しい理解と認識を深めるため、様々な機会を通じて人権意識の普及、啓発に努めます。**【継続】**
- ◆ 学校教育については、教育活動全体を通して、差別や偏見をなくす人権尊重の教育を基盤とした人権教育を、児童・生徒の発達段階や地域の実情に即して推進します。**【継続】**
- ◆ 高齢者や障がいのある方、児童などへの虐待やドメスティックバイオレンス（ＤＶ）の防止や、被害者に対する必要な措置、相談体制の充実に努めます。**【新規】**

③ 男女共同参加意識の普及啓発

- ◆ 男女がともに、地域内の福祉活動に参加できるよう、男女共同参画やワークライフバランス*についての意識啓発を推進します。**【継続】**

＊ ワークライフバランス：「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」こと。

● 行動指針 ●

市民が 取組みたいこと	➢ 性別、年齢、障がいの有無や国籍などの差にとらわれず、お互いに尊重し理解しあうようにしましょう。 ➢ 地域社会を構成する住民の一人であるという意識で、地域活動に周囲の人も誘って積極的に参加しましょう。 ➢ 隣近所で声をかけあって、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、障がいのある人などで支援が必要な人を見守りましょう。
地域が 取組みたいこと	➢ 地域であいさつ、声かけ運動を展開しましょう。 ➢ 地域での行事や集会の機会を活用して、地域福祉の意識啓発を進めましょう。 ➢ 地域における会議や行事などについて、より多くの住民が参加できるよう、開催時間などの見直しと内容の充実に努めましょう。 ➢ 役員や代表者などをはじめ、地域組織を運営する人員の固定化を防ぎ、地域住民に広く参加を促し、各層の意見を取り入れるなど、開かれた地域組織をめざしましょう。
社協が 取組むこと	➢ 高齢者や障がいのある人に対する偏見や差別意識のない住民参加の地域福祉を進めるための啓発活動を実施します。 ➢ 福祉啓発を目的とした「輪になろう中央市民のつどい」などのイベントについては、参加者の固定化を改善し、より多くの市民が参加したくなるよう、市と連携をとりながら内容の充実・検討を図ります。

（2）福祉教育の充実

◆ 主要施策（中央市が取組むこと）◆

① 学校教育における福祉教育の充実

◆ 学校における福祉教育を推進し、子どものころから継続的な福祉に対する意識の向上を図ります。**【継続】**

◆ 子どもたちに対する福祉教育を推進するため、中央市社会福祉協議会や各事業者の協力を得て、体験をはじめとした学習機会を提供します。**【継続】**

◆ 学校教育や生涯学習の場に、高齢者など、知識や経験の豊かな人材を活用します。**【継続】**

② 地域社会における福祉教育の充実

◆ 家庭においては、親から子へと地域福祉教育が行われるために、学校教育との連携のうえ、親を対象とした地域福祉に関する生涯学習の機会を検討します。また、家庭内での実践を通して、親から子へ、子から孫へと福祉に関する教育が受け継がれるように意識啓発を行います。**【新規】**

● 行動指針 ●

市民が 取組みたいこと	➢ 家庭の中でのふれあいを大切にし、家族で会話する時間をつくりましょう。 ➢ 子どもの頃から、福祉の心が育つよう、家庭でも福祉について考え、話しあう機会を増やしましょう。 ➢ それぞれが地域に貢献する役割を認識し、地域や行政で開催する福祉学習の機会に積極的に参加しましょう。 ➢ 年代を問わず、積極的に福祉学習の機会に参加することで、世代間の交流を促進しましょう。
地域が 取組みたいこと	➢ 日頃から、地域で高齢者や障がいのある人たちとの関わりを持ち、高齢者や障がいのある人への理解を深めましょう。 ➢ 学校の取り組みに協力して、子どもたちの福祉学習を進めましょう。 ➢ 福祉施設の地域への開放や交流を進め、ボランティアや体験学習を促進しましょう。 ➢ 地域において、福祉教育に関する勉強会や研修会など、福祉学習の機会をつくりましょう。
社協が 取組むこと	➢ 将来にわたってボランティア活動が展開されるよう、子どもに対する福祉教育を推進し、すべての住民がボランティア活動のできるまちになるために、児童生徒の福祉体験活動などを実施します。

（3）地域の福祉活動を担う人材の確保･リーダーの育成

◆ 主要施策（中央市が取組むこと）◆

① 地域活動の担い手となる人材の確保

◆ 生涯学習講座の中にボランティアや地域福祉をテーマとした学習を組み入れ、福祉に関心のある人材の掘り起しを図ります。**【継続】**

② 地域活動におけるリーダーの育成支援

◆ 勤労者の地域参加を進めるため、新たなリーダーとなる人材を発掘・育成します。**【継続】**

◆ 市内の青少年が市町村を越えて交流を図ることにより、次世代の青少年団体のリーダーを養成するとともに、新たな社会教育団体の育成も図ります。**【新規】**

③ ボランティア活動に参加する人材の確保・育成

◆ 社会福祉協議会と連携して、ボランティアに関する普及啓発を行います。**【継続】**

◆ 社会福祉協議会ボランティアセンターやインターネット及びＳＮＳ等を活用し、ボランティアに関する情報提供や情報収集を積極的に行います。**【新規】**

◆ 定年退職した人など、第一線を退いて新しい人生をはじめようとしている人が、培ってきた知識や技術を活かすことができる場づくりをします。また、知識や能力を必要としている人や企業とつなげるための体制の構築に努めます。**【新規】**

④ 民生委員児童委員の活動支援

◆ 市民が民生委員児童委員に相談しやすい関係を持てるよう、また、市民の多様な相談内容に的確にアドバイスができるよう、研修会等を充実させ、資質のさらなる向上や地域への積極的な関わりを推進します。**【新規】**

⑤ 社会福祉事業に携わる人材の確保

◆ 保健・福祉・医療の連携のもと、福祉に従事する専門職員の資質の向上を促進し、充実した福祉環境の確保に努めます。**【継続】**

● 行動指針 ●

市民が 取組みたいこと	➢ 誰もが地域で役割を担っている地域住民の一人であることを認識し、地域活動に取り組みましょう。 ➢ 活動に必要な知識や技術を持つ人材を把握し、地域活動への参加を呼びかけましょう。 ➢ 長年地域活動を行っている人は、これまでの活動で培った知識や経験を次世代に伝え、その活動が地域に根づくように努めましょう。
地域が 取組みたいこと	➢ 地域の人材を発掘し、紹介・活用を進めることで、地域単位において年代毎に地域活動のリーダー的人材を育てましょう。 ➢ 各種組織、団体の後継者となる人材を育成しましょう。 ➢ 高齢者が人生で培った知識や経験、技術が活かせるような環境をつくりましょう。
社協が 取組むこと	➢ 地域福祉の必要性や取り組み方法について、各種講演会や住民参加型のプログラムを実施します。 ➢ 地域福祉の活動情報及び人材情報の共有化を図ります。

基本目標Ⅱ 地域の中でささえあい・助けあうために【ネットワークづくり】

（1）市民協動の地域福祉活動・ボランティア活動の推進

◆ 主要施策（中央市が取組むこと）◆

① 地域における交流機会の充実

- ◆ 地域住民との理解を深めるために、近所づきあいや地域で実施される生きがい活動等への参加を推進します。**【新規】**
- ◆ 地域で実施しているサロン活動に対する支援を実施し、地域における交流の機会として周知を行います。**【新規】**
- ◆ 市民に提供される福祉から市民と行政が創る福祉に転換していくため、地域住民を巻き込んだ協働の機会を充実します。**【新規】**

② ボランティア活動への支援

- ◆ ボランティア活動を住民に広く周知してもらうため、ボランティア団体の活動内容や利用方法についての情報を、「広報ちゅうおう」やホームページなど、様々な媒体を活用し、積極的に提供します**【継続】**
- ◆ 社会福祉協議会と連携し、より効果的な活動となるよう、ボランティア組織のネットワーク化を進めます。**【継続】**
- ◆ ボランティア同士の交流の場を確保・提供するとともに、必要な人に必要なサービスが行きわたるようにボランティアコーディネーターの体制整備を進めます。**【継続】**

③ 活動拠点の充実

- ◆ 公共施設や地区の公民館などを地域福祉の活動拠点として利用促進していきます。**【新規】**

④ 地域での見守りネットワークの構築

- ◆ ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者、障がいのある方などが、可能な限り住み慣れた地域で暮らすことが継続できるよう、地域における見守りネットワークの構築に努めます。**【新規】**

● 行動指針 ●

市民が 取組みたいこと	➢ 困っている人への声かけや必要とする手助けなど、日常における小さなボランティア活動を心がけましょう。 ➢ 地域で行われているボランティア活動に目を向け、自分でできるボランティア活動を見つけ、積極的に参加しましょう。 ➢ ボランティア活動に関心のある人は、社会福祉協議会にボランティア登録を行い、実際に活動していきましょう。 ➢ 長年ボランティア活動に携わっている人は、今まで培った知識経験を後進に伝え、その活動が地域の中で長くかつ活発的に行われるよう支援しましょう。
地域が 取組みたいこと	➢ 地域のボランティア活動の活性化を図るため、回覧板や自治会活動の拠点となる場所など、あらゆるところに活動内容を提示するなど、周知に努めましょう。 ➢ ボランティア活動講座、体験事業などへの参加を呼びかけ、ボランティア活動のきっかけづくりとなるよう働きかけましょう。 ➢ 豊かな人生経験を持ち、地域活動やボランティア活動に必要な知識・技術を持つ人材を発掘し、活動への参加を呼びかけましょう。
社協が 取組むこと	➢ より多くの住民がボランティア活動に関心を持ち、活動へ参加してもらえるよう、各種講習会や住民参加型のプログラムを実施します。 ➢ これからボランティア活動をはじめたい人や既にボランティア活動を行っている人、グループなどすべての活動を支援するため、ボランティア情報の提供やボランティア保険の加入促進、ボランティア登録制度などを実施します。 ➢ ボランティア活動に必要な活動資材・機材の整備を行うとともに、活動拠点の整備を行うなど、総合的なボランティア支援体制の構築をめざします。 ➢ ボランティアコーディネート*機能の充実を図ります。

* ボランティアコーディネート：ボランティア活動をしたい人とボランティアを求めている人を結びつける役割のこと。

（2）地域福祉を推進する多様なネットワーク体制の構築

◆ 主要施策（中央市が取組むこと）◆

① 地域ネットワークの構築と充実

◆ 市民が住みやすく、お互いが支えあい、助け合うまちづくりのため、自治会活動の強化やボランティア団体、ＮＰＯ*法人を育成し、地域コミュニティのネットワーク化を促進します。**【継続】**

◆ 情報のネットワーク化を図り、地域情報の収集・提供のための整備を進め、市民が自主的・自発的に社会貢献活動ができるような体制づくりに努めます。**【継続】**

② 保健、福祉、医療の連携強化

◆ 地域で活動している関係機関・団体への積極的な情報提供と支援を充実します。特に、医療・保健・福祉機関・事業者など各組織と連携を図り、総合的な支援ネットワークを確立します。**【継続】**

● 行動指針 ●

市民が 取組みたいこと	➢ 地域の民生委員児童委員について、知るように心がけましょう。 ➢ 地域の福祉活動には、役割を担う市民として積極的に参加、協力するよう努めましょう。 ➢ 支援を要する人が身近にいる場合、地域の関係機関・団体、行政へ相談しましょう。
地域が 取組みたいこと	➢ 地域の課題を共有し、課題の解決に努め、地域だけで解決できない課題に対しては、市や社会福祉協議会などに情報を提供するなど、必要に応じた助けあいができるよう、連携を図りましょう。 ➢ 地域の関係機関・団体が横のつながりを持てるよう、情報交換や交流のできる機会と場所をつくりましょう。 ➢ 新たな組織や団体を受け入れ、既存の地域活動団体とあわせて、連携・協力に努めましょう。
社協が 取組むこと	➢ 関係機関や施設・団体との連携を強化し、在宅福祉サービスの情報やサービスを提供していきます。

＊ NPO：民間非営利団体と訳される。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指し、行政や企業とともにこれからの社会を支えるものとして期待されている。

（3）社会福祉協議会の育成・支援

◆ 主要施策（中央市が取組むこと）◆

① 社会福祉協議会の周知

◆ 社会福祉協議会が、地域福祉を推進するための事業を中心になって担っていることを市民に周知します。**【新規】**

② 社会福祉協議会の運営強化

◆ 社会福祉協議会の基盤整備を支援し、サービス事業者、関係団体との連携・調整を行い、支援の充実を図ります。**【継続】**

● 行動指針 ●

市民が 取組みたいこと	➢ 社会福祉協議会の仕組みに関心を持ち、情報収集や地域の課題についての相談など、積極的に活用しましょう。
地域が 取組みたいこと	➢ 各支所の社会福祉協議会と連携を図るとともに、関係組織・団体とのネットワークの構築を進めましょう。 ➢ 各支所の社会福祉協議会と連携しながら、市社会福祉協議会における財源の確保と人材の育成を進めましょう。
社協が 取組むこと	➢ 職員の資質向上のため各種研修会を実施し、より専門性をもった職員の確保・育成を図ります。 ➢ 事務処理の合理化をめざし、事務内容の見直しと事務局職員の適正化を図るとともに、第三者による事業評価システムを構築し、利用者本位のサービスの提供など福祉ニーズに柔軟に対応できる組織をめざし、事務局体制の強化を図ります。 ➢ 社協の組織と地域が一体となり、住民や福祉団体・当事者の意思を社協の事業に反映させるため、民生委員児童委員の協力及び福祉団体や関係行政機関との連携強化により、理解と協力を促進するとともに、理事・評議員の福祉意識の高揚と積極的な参加を促進します。 ➢ 自主財源の確保のため、普通会費及び特別会員・賛助会員を見直し、新たな財源確保をめざします。 ➢ 社協事業は地域福祉促進において行政事業を補佐するものであり、補助金及び委託金としての助成を求め、地域福祉の充実を促進します。

基本目標Ⅲ 誰もが適切な福祉サービスを利用できるために【仕組み・体制づくり】

（1）情報提供体制の充実

◆ 主要施策（中央市が取組むこと）◆

① 生活支援に関する情報提供体制の充実

- ◆「広報ちゅうおう」やホームページ等の従来の広報媒体以外にも、ＳＮＳ等の新しい媒体の活用も検討し、福祉サービスなどの情報提供を分かりやすく、かつ継続的に行います。**【継続】**
- ◆ ＩＣＴ*（情報通信技術）を活用した地域に関する情報発信についての調査研究を通じ、よりわかりやすい情報提供となるよう努めます。**【新規】**
- ◆ 市役所の各庁舎をはじめ、それぞれの地域で市民が多く利用する施設などに行政情報を提供できるスペースを確保し、市民への情報提供を迅速に行います。**【継続】**
- ◆ 視覚に障がいのある人も情報をスムーズに入手できるよう、点字や音声による情報提供の充実を図ります。**【継続】**

② 地域における情報共有体制の充実

- ◆ 必要な情報が地域の関係機関で共有できるように配慮するとともに、個人情報の保護に努めます。**【継続】**

● 行動指針 ●

市民が 取組みたいこと	➢ 「広報ちゅうおう」、「社協だより」や回覧板などに必ず目を通しましょう。 ➢ 暮らしやすい地域となるよう、自分の得た地域生活で役立つ情報は、他の人にも提供し、必要な情報の共有化を心がけましょう。 ➢ 悩みや不安、サービスの必要性などの情報を、積極的に発信しましょう。
地域が 取組みたいこと	➢ 地域内活動者の活動の内容やイベント開催などの情報を集約し、地域住民に伝えましょう。 ➢ 情報が途絶えがちになるひとり暮らしの高齢者などと、日頃からコミュニケーションを図り、必要な情報を伝えましょう。 ➢ 情報提供における個人情報を保護しましょう。
社協が 取組むこと	➢ 「広報ちゅうおう」やホームページなど様々な媒体を通して、福祉サービスなどの情報提供を分かりやすく、かつ継続的に行います。 ➢ 市役所の各庁舎をはじめ、それぞれの地域で市民が多く利用する施設などに行政情報を提供できるスペースを確保し、市民への情報提供を迅速に行います。 ➢ 視覚に障がいのある人も情報をスムーズに入手できるよう、点字や音声による情報提供の充実を図ります。 ➢ 必要な情報が関係機関で共有できるように配慮するとともに、個人情報の保護に努めます。

* ICT：Information and Communication Technology の略で「情報通信技術」のこと。IT(Information Technology)とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術を IT、コンピューター技術の活用に着目する場合を ICT と、区別して用いる場合もある。国際的に ICT が定着していることなどから、日本でも近年 ICT が IT に代わる言葉として広まりつつある。

（2）気軽に相談できる体制の充実

◆ 主要施策（中央市が取組むこと）◆

① 相談体制の充実

◆ 各種相談窓口について、より一層の周知に努めます。**【新規】**

◆ 多様化する問題に対応するため、専門的な相談に対応できる人材の確保や、専門機関との連携に努め、総合的な相談窓口として充実を図ります。**【継続】**

③ 身近な相談窓口の充実

◆ 民生委員児童委員が地域における住民の身近な相談窓口としての役割を十分に果たせるよう、その活動を支援するとともに、より資質の向上を目的とした研修などを開催します。**【継続】**

● 行動指針 ●

市民が 取組みたいこと	➢ 日頃から家庭や近所でコミュニケーションを図り、地域でも相談できる相手をつくりましょう。 ➢ ひとりで悩まず、相談するように心がけましょう。 ➢ 自分の地域の民生委員児童委員を把握して、相談相手として活用しましょう。 ➢ 支援を要する世帯に対して、見守りや声かけ運動を行い、困りごとの早期発見に努めるとともに、民生委員児童委員や行政へ連絡することを心がけましょう。
地域が 取組みたいこと	➢ 民生委員児童委員の周知を図り、地域の住民が気軽に相談できる体制をつくりましょう。 ➢ 情報が途絶えがちになるひとり暮らしの高齢者などと、日頃からコミュニケーションを図り、信頼関係を築きましょう。 ➢ 民生委員児童委員は、主体的に訪問活動などを行い、要援護者の把握や支援に努めましょう。
社協が 取組むこと	➢ 心配ごと相談などを充実させるため、相談員の専門性を高めます。 ➢ 自己決定能力の低下した人が家庭や地域で通常の生活ができる社会づくり（ノーマライゼーション*）のため、日常生活自立支援事業、法人後見事業、成年後見制度サポート事業を推進します。 ➢ 社会福祉協議会の活動内容を住民に周知し、活用されるよう努めます。

* ノーマライゼーション：障がいのある人や高齢者などの社会的に不利を負う人々が、健常者と共に生活し、同等の権利を享受することができる社会があたりまえの姿であるという考え方。障がいのある人に対する保護的・隔離的な福祉施策や市民意識に対する反省から生まれた思想。

（3）福祉施策・事業の推進

◆ 主要施策（中央市が取組むこと）◆

① 様々な生活支援の充実

- ◆ 多様化する福祉サービスのニーズの把握に努め、それに応じたサービス内容や施設・組織の見直しを図ります。**【継続】**
- ◆ どのような福祉サービスがあるのか、必要な情報をきめ細かく提供します。**【継続】**
- ◆ 各分野の福祉計画の計画内容に応じて、子育て、高齢者、障がいのある人、それぞれの支援事業の充実・強化に努めます。また、必要なサービスを住民が気軽に受けられる環境づくりに努めます。**【継続】**

② 権利擁護・成年後見制度の利用促進

- ◆ 情報提供や相談体制の充実を図り、権利擁護*事業や成年後見制度*の利用を促進します。**【新規】**

● 行動指針 ●

市民が 取組みたいこと	➢ 福祉サービス利用について事業者や施設に対する正しい理解を深めるため、情報収集に努めましょう。 ➢ 福祉サービス事業者の選択は自己責任であるという意識を持って、きちんと発言しましょう。
地域が 取組みたいこと	➢ 公的なサービスでは支援しきれない部分について、地域で支援していくことができるよう、環境を整備しましょう。 ➢ 福祉サービス事業者や施設は地域社会の一員として活動に参加し、ともに地域課題を解決していく視点で、地域に根ざした運営を進めましょう。
社協が 取組むこと	➢ 当事者が地域の中でいきいきと暮らしていくためには、どのような活動やサービスが必要かを、常に当事者や住民の立場に立って考え、在宅福祉サービス・支援活動を充実していきます。 ➢ 高齢者在宅福祉の担い手として、指定居宅介護支援事業所の運営と在宅福祉サービスとの調和を図るため、社協事務局との連携により職員体制の強化を図ります。 ➢ 民間社会福祉の促進と在宅要援助者への支援のため、県共同募金会の赤い羽根募金及び、歳末たすけあい募金に協力します。

* **権利擁護**：自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

* **成年後見制度**：知的障がい者・精神障がい者・認知症の高齢者など、判断能力が十分でなく、自分自身の権利を守ることができない成人の財産管理などを支援する制度。民法の一部改正など法整備により平成12年から実施。

（4）生活困窮者等への自立支援

◆ 主要施策（中央市が取組むこと）◆

① 生活困窮者への支援の充実

- ◆ 平成 27 年４月から施行された生活困窮者自立支援制度を、広く分りやすく周知していきます。**【新規】**
- ◆ 福祉・税・水道等の市役所内の各部署をはじめ、民生委員児童委員などの幅広い関係者との連携を図り、生活に困窮している人の早期発見、相談へつなげることができる体制を整えます。**【新規】**
- ◆ 生活困窮者のニーズの把握に努め、生活困窮者自立支援法に基づく事業を推進します。**【新規】**
- ◆ 地域ケア会議において関係機関や地域支援者との連携をはかり、生活困窮者が切れ目なく支援を受けることのできる地域づくりを行います。**【新規】**

● 行動指針 ●

市民が 取組みたいこと	➢ 福祉制度や権利擁護について理解を深め、制度の利用が必要になった場合は、身近な相談窓口に相談しましょう。
地域が 取組みたいこと	➢ ひとり暮らし高齢者や生活困窮者等が孤立しないよう、地域行事やサロンへの参加を呼びかけましょう。 ➢ 自治会や民生委員児童委員など地域の見守りにおいて、プライバシー保護に留意しつつ、生活に困窮している人やひきこもり状態の人、複合的な課題を持つ人など、何らかの支援が必要な人の把握に努め、適切な支援が受けられるよう、市の相談窓口等に情報提供を行いましょう。
社協が 取組むこと	➢ 生活福祉資金貸付制度、その他生活支援事業について、社協だよりによる定期的な広報・周知に努めるとともに、民生委員児童委員などへ周知します。 ➢ 生活困窮者自立支援事業を、関係団体、事業者と連携して実施します。 ➢ 低所得世帯等の生活を経済的に支え、自立した生活を営めるよう支援します。 ➢ 民生委員児童委員や生活困窮者自立相談支援員と連携を図り、貸付後も相談等の支援を行います。 ➢ 生活困窮者からの相談に応じ、生活資金の貸付等を行いながら、複雑かつ多様な福祉課題の改善に向けた適切な支援を進めていきます。

基本目標Ⅳ すべての住民が安心・安全を実感できるために【生活環境・基盤づくり】

（1）防犯・防災対策の推進

◆ 主要施策（中央市が取組むこと）◆

① 地域ぐるみの防災・減災対策の推進

- ◆ 災害による被害は事前の備えによって防げる、減らすことができることを市民に周知し、防災・減災意識の向上を図ります。**【新規】**
- ◆ 地震や台風、風水害に備えて、国・県・市・事業所・防災関係機関及び市民が一体となって防災対策にあたる体制を整備するとともに、地域防災計画及び防災マニュアルについて、関係機関との連携を密にし、被災時における支援の実効性を確保します。**【継続】**
- ◆ 防災訓練の実施や、地域ごとの自主的な防犯活動を支援します。**【継続】**
- ◆ 避難行動要支援者登録制度*について啓発を行うとともに、各地域における自主防災組織、民生委員児童委員について、活動や内容の周知を図ります。**【継続】**

② 地域ぐるみの防犯・交通安全対策の推進

- ◆ 地域住民が安心して暮らせるよう市民、学校、事業者、警察、行政が一体となって防犯活動に取り組む犯罪のないまちづくりを進めます。**【継続】**
- ◆ 犯罪の発生状況や手口などについて、様々な媒体を利用して周知を図ります。**【継続】**
- ◆ 交通安全教室などの開催による指導・啓発を行うとともに、交通安全関係団体の活動を援助するなど、交通安全対策の充実を図り、交通事故の減少に努めます。**【継続】**

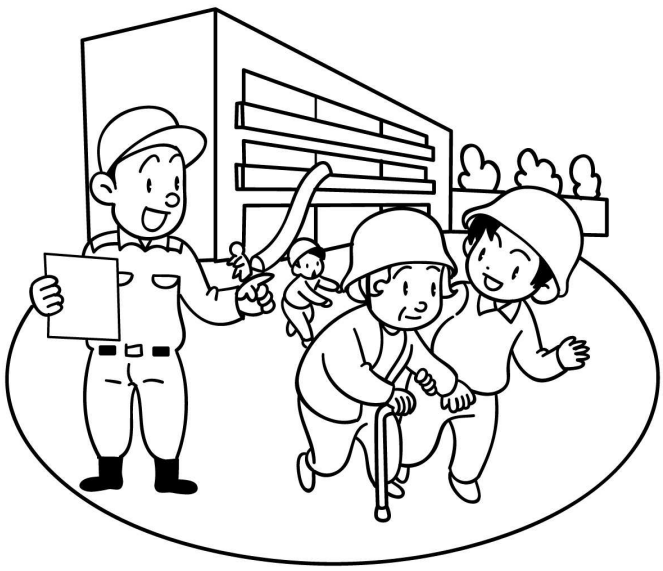

* 避難行動要支援者登録制度：災害時に自力では避難が困難な方をあらかじめ登録し、地域の避難支援等関係者（自治会、自主防災組織、民生児童委員など）と、その情報を共有することにより、日頃から災害が発生した時の避難支援に役立てる制度。東日本大震災の教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、平成25年6月に改正された災害対策基本法の中で、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。

● 行動指針 ●

市民が 取組みたいこと	➢ 日頃から“自分の身は自分で、自分の地域は自分たちで守る”という意識を持ちましょう。 ➢ 日頃から、災害や犯罪から自分や家族を守るために何が必要かを家族と話しあっておきましょう。 ➢ 地域で開催する防災訓練に積極的に参加し、事前に各戸で家具などの転倒防止や落下防止策などを行うとともに、食糧や水などを備蓄しましょう。 ➢ 緊急時でも地域で助けあえるよう、日頃から隣近所で声をかけあう習慣をつけましょう。 ➢ 出かける際の近所への声かけや、行きかう人とのあいさつなど、声をかけあうことで犯罪防止に努めましょう。
地域が 取組みたいこと	➢ 自治会や民生委員児童委員が協力して、災害時に特別な配慮が必要な住民の把握に努めるとともに、個人情報の管理を徹底しましょう。 ➢ 災害時に備えて、避難先や地域内の危険箇所などを把握しておきましょう。 ➢ 個人情報が流出しないよう配慮しながら、緊急時、災害時に備えるための要援護者台帳を作成し、随時更新していきましょう。 ➢ 防災の知識普及のため、高齢者や障がいのある人、若者が参加できる防災訓練のあり方を検討しましょう。 ➢ 子どもの登下校時のパトロールやひとり暮らしの高齢者の見守りなど、自主的な交通安全・防災・防犯運動を展開し、地域で見守る体制づくりを進めましょう。 ➢ 不審者を見かけたら、近隣で声をかけあって追放できる体制をつくりましょう。
社協が 取組むこと	➢ 身体・知的・精神障がい者の防災や防犯に対する意識の向上に努めます。 ➢ 平常時の福祉活動が、災害時の迅速な救援活動に結びつくように支援します。 ➢ 福祉サービス事業所や地域住民と連携し、災害発生時の避難誘導や被災者の受け入れなどに努めます。 ➢ 災害発生時に災害ボランティアセンターを設置し、県内外から支援に来たボランティアのコーディネートを行います。

（2）地域で安心して暮らせる生活基盤の整備

◆ 主要施策（中央市が取組むこと）◆

① ユニバーサルデザインの推進

- ◆『山梨県安全・安心なまちづくり条例』に基づく福祉のまちづくりを推進し、ユニバーサルデザインに基づく施設整備を図ります。**【継続】**
- ◆ 利用者の意見が反映された施設や道路の整備に取り組みます。**【継続】**
- ◆ 誰もが自由かつ安全に外出できるよう、防犯灯の設置が遅れている地域を中心に、防犯灯の設置を進めます。**【継続】**

● 行動指針 ●
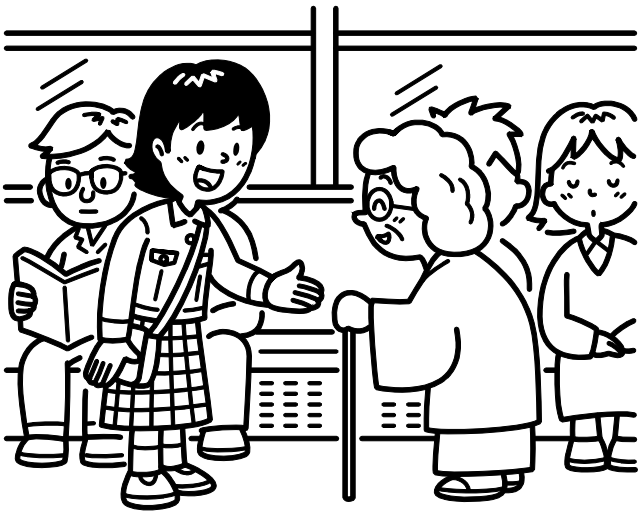
市民が 取組みたいこと	➢ 公園や公共施設などの遊具やトイレなど、設備を大切に使用しましょう。 ➢ 市や地域で行われるバリアフリーやユニバーサルデザインの学習の場に、積極的に参加しましょう。 ➢ 交通安全教室などに積極的に参加し、交通ルールを遵守しましょう。 ➢ 看板や自転車など、身近な通行障害について情報を提供していきましょう。 ➢ 違法・迷惑となる駐車・駐輪をしないように心がけましょう。
地域が 取組みたいこと	➢ 道路の清掃や整理、放置自転車など通行障害物の排除を、ボランティアを中心に行いましょう。 ➢ 事業者は自らの施設について、ユニバーサルデザイン化を推進しましょう。 ➢ 地域で道路危険箇所を点検する機会をつくり、交通安全指導員や警察などと連携し、地域住民に周知を図りましょう。 ➢ 高齢者や障がいのある人の移送ニーズを把握し、地域の助けあいによる移送手段の確立を進めましょう。
社協が 取組むこと	➢ 障がいのある人や高齢者などの意見を十分に反映させたバリアフリー化を促進していくため、関係機関との調整を図ります。 ➢ 地域の交通マナー向上やモラル向上を支援します。